

中小企業倒産防止共済 掛金の掛止めのご案内

○掛金の掛止め

掛金総額が掛金月額の40倍に相当する額に達している場合、掛金の掛止めができます。

※掛金総額が現在の掛金月額の40倍に相当する額に達していない場合でも、掛金月額の変更（減額）により達する場合には、減額のお手続きを併せて行うことで掛金の掛止めが可能です。

【掛金月額の変更（減額）のお手続き】

掛金月額を5,000円単位で5,000円まで減額することが可能です。

「掛金月額変更（減額）申込書」に必要事項をご記入のうえ、「掛金納付掛止申請書」と併せて中小機構（下記）に直接送付してください。

<締切及び適用月>

届出月の5日（5日が休日の場合は翌営業日）までに機構が受理した場合は届出月から、6日以降に受理した場合は受理した月の翌月からとなります。

※共済金の貸付けを受けた等により、掛金総額が掛金月額の40倍を相当する額を下まわった場合には、掛金の納付を再開します。

※届出月以前の掛金に未納がある場合は、その未納分は掛止めにはならず、請求が出続けます。

※掛金の掛止めにより掛金納付月数が40か月未満となる場合、解約事由により解約手当金が掛金の額を下まわることがありますのでご注意ください。お申出により、掛金の納付を再開することもできます。

<手続き方法>

「新型コロナウイルス感染症にかかる経営セーフティ共済の特例措置について」に掲載している様式「掛金納付掛止届出書」に必要事項をご記入のうえ、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中小機構（下記）に直接送付してください。

（送付先） 〒105-8453

東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

独立行政法人中小企業基盤整備機構 倒産防止共済契約課